



第15回 通常総会が開催されました

6月9日(日)、たすけあいあさひにおいて通常総会が開催され、2012年度の活動報告・決算報告、ならびに2013年度の事業計画予算の提案があり、承認されました。



- *新しい世代を含めた仲間の増員
- *健康診断受診率のアップ
- *あさひ主催のお出かけ企画の実施 等

昨年からの継続事項にも取り組みつつ、たすけあいあさひの活動が長く続けられるよう、事業内容を常に点検し、人材の育成に努めます。どうぞよろしくお願ひ致します。



介護のはてな? 第12回「介護保険負担限度額認定証」

ショートステイや、入所など介護保険の施設サービス利用に際し、H17年から食費と部屋代が自己負担となりました。一方で市民税非課税の方には「介護保険負担限度額認定証」が発行され、食費部屋代を軽減できるようになっています。毎年5月頃から、更新申請の手続き期間です。この手続きどうぞお忘れなく!

昨年まで、せっかく負担限度額認定証をもらっていたのに、たまたま一人暮らしで体調が悪かったり、ご家族がいらしても多忙だったりで申請せずに過ぎてしまった方が、その年ショートステイ等を利用した場合、食費部屋代の軽減はありません。気がついて負担限度額認定証を申請しても、さかのぼっての適用はできないのです。施設側に介護保険負担限度額認定証確認の「義務」があるわけでもなく、昨年もらったからといって、今年、自動的に送ってくれるものではありません。

この制度、市民税非課税でない方には利用できないのですが、ご自分が認定証の対象であるかないか区役所の保険年金課ですぐ確認できます。念のため確かめたほうがよいかもしれません。

また、国の制度なので、グループホーム(認知症対応・市の管轄)には使えないのですが、グループホームには横浜市が独自に、「グループホーム負担助成」という軽減制度を作っています。やはり、市民税非課税の方向けです。

「かあさん、助けて!」 詐欺にご注意

オレオレ詐欺も「振り込み」型ではなく、直接自宅などに取りに来る「振り込ませない」型が増えているとのこと。

顔の見えない相手(代理人)には、お金を渡さない。少しでもおかしい!?と思ったら、すぐに警察に相談を!!



こんな時は要注意!

1. 小切手や重要書類が入ったカバンの置き忘れとっていませんか?
2. 携帯電話の番号が代わったとっていませんか?
3. 以前の携帯電話番号に確認しましたか?
4. 代理人と言う人間が家に来るとっていませんか?
5. 不倫相手を妊娠させた、示談金、慰謝料が必要
6. 会社の仕事で失敗した、首になるから至急現金が必要(決済が今日まで等焦らす)